

平成28年5月19日多摩市告示第288号

多摩市ニュータウン再生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 多摩ニュータウンの再生を推進するため、多摩市ニュータウン再生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多摩ニュータウンの再生に向けた関係団体の支援に関すること。
- (2) 多摩ニュータウンの再生の実現に向けた制度及び仕組みの検討に関すること。
- (3) 多摩ニュータウンの再生の関係団体の連絡及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、多摩ニュータウンの再生に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 東京都都市整備局の職員 2人以内
- (3) 東京都住宅政策本部の職員 2人以内
- (4) 独立行政法人都市再生機構の職員 1人以内
- (5) 東京都住宅供給公社の職員 1人以内
- (6) 企画政策部長
- (7) 都市整備部長
- (8) 市民 3人以内

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代理者)

第5条 推進会議に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、推進会議を総括する。

4 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 推進会議の会議は、委員長が主宰する。

3 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 推進会議の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

- (1) 推進会議において取り扱う情報が、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号の規定のいずれかに該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合であって、検討会議が非公開とすべきと認めるとき。

5 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(専門委員)

第7条 推進会議の会議に専門的な意見を反映させるため、推進会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、市長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の規定により最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成28年多摩市告示第402号)

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 改正後の第3条第1項第4号の規定により最初に任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、任命の日から平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成30年多摩市告示第111号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年多摩市告示第295号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年多摩市告示第33号)

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第3条第1項第2号に掲げる者として委嘱されている委員で、この要綱による改正後の第3条第1項第3号に掲げる者に該当することとなるものは、同号に掲げる者として委嘱された委員とみなす。

(委員の任期の特例)

3 この要綱による改正後の第3条第1項第2号又は第3号に掲げる者として新たに委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、任命の日から令和2年3月31日までとする。